

# 社会福祉法人 碧

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 碧（以下「法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (役員等の報酬上限)

第3条 定款第23条に規定する理事及び監事の報酬は、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲とする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

~~第3~~第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等は支払わないものとする。

3 出席報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込みで支払うことができる。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長、理事及び評議員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、勤務実績に応じて支払うものとする。

2 勤務報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込みで支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬等は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検

査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。

- 3 監事の報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込みで支払うことができる。

（評議員選任解任委員の報酬等）

第7条 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。なお、評議員選任解任委員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬等は支払わないものとする。また、同日にあわせて評議員選任解任委員業務を行った場合であっても、本条次項の報酬等は支払わないものとする。

- 2 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導等の業務にあたった場合は、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。
- 3 評議員選任解任委員の報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込みで支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等は支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬等は支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、1日につき5,000円（税抜）を支払うものとする。
- 3 苦情対応第三者委員の勤務報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込みで支払うことができる。

（交通費）

第9条 市外在住の役員、評議員及び苦情対策第三者委員が、その職務のため会議等へ出席したときは、実費交通費を支払うものとする。

- 2 交通費は、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込みで支払うことができる。

（出張旅費）

第10条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、別に定める旅費規程に基づき支払うことができる。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員及び兼務評議員選任解任委員)

第 11 条 施設の職員を兼務する役員及び評議員選任解任委員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第 12 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(その他)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は 2013 年 9 月 23 日から施行する。
- 2 2017 年 6 月 16 日改正、2017 年 6 月 17 日から施行する。
- 3 2018 年 6 月 26 日改正、2018 年 6 月 27 日から施行する。
- 4 2022 年 12 月 23 日改正、2022 年 12 月 23 日から施行する。